

農地中間管理事業運営委員

NO	氏名	地域（市町）	略歴	経営概況
1	すぎた かずのぶ 杉田 和陳	千葉地域（市原市）	農業士	水稲
2	やまざき なおゆき 山崎 直之	東葛飾地域（柏市）	指導農業士	水稲＋畑作物
3	はせがわ くにひこ 長谷川 邦彦	印旛地域（栄町）	指導農業士	水稲＋果樹
4	たかはし かつえ 高橋 克江	香取地域（香取市）	指導農業士	水稲
5	ふるはし ゆきお 古橋 志雄	海匝地域（旭市）	指導農業士	水稲＋畑作物
6	たかはし まさひろ 高橋 正浩	山武地域（山武市）	指導農業士	水稲
7	おおたわ ひでかず 大和多 秀一	長生地域（白子町）	指導農業士	水稲＋施設園芸
8	やざわ きくお 矢澤 喜久雄	夷隅地域（いすみ市）	農事組合法人代表理事	水稲＋畑作物＋果樹
9	やまだ かずひろ 山田 一洋	安房地域（南房総市）	農業士	水稲＋果樹
10	さわべ はるゆき 澤邊 治之	君津地域（富津市）	指導農業士	水稲
11	なかの ゆうざぶろう 中野 裕三郎	千葉県園芸協会	専務理事	—
12	あべ しげとし 阿部 成利	千葉県園芸協会	理事兼部長	—

農地中間管理事業運営委員会設置運営規則

(目的)

第1条 この規則は、農地中間管理事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の選任)

第2条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、農地中間管理事業に関し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、農地中間管理機構の代表者（以下「理事長」という。）が任命するものとする。

- 2 委員の定数は、12名以内とする。
- 3 委員の内、当協会理事2名を選定する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は選任後2年間とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員の交代により選任された後任の委員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

(委員長の選任及び役割)

第4条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会議の議長を務めるものとする。

(運営委員会の開催)

第5条 運営委員会は、毎年2回以上開催するものとする。

- 2 運営委員会は、理事長が招集するものとする。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 理事長は、運営委員会に農地中間管理事業の実施状況を報告し、委員の意見を求めるものとする。

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬等については、別途定めるものとする。

(議事録)

第7条 運営委員会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成するものとする。

- 2 委員長は、議事録に記名押印するものとする。
- 3 理事長は、欠席した委員に対して、資料及び議事録の写しを配布し、議事の経過及びその結果を報告するものとする。

(理事長への報告)

第8条 理事長は、運営委員会において出された意見を理事会に報告するものとする。

(運営委員会の意見の公表)

第9条 理事長は、運営委員会から出された意見を公表するものとする。

附 則

この規則は、平成28年3月25日から施行する。